

# IASBが、開示イニシアティブによるIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正を提案

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

### 要点

- 本公開草案（「ED」）は、財務諸表利用者に提供される、企業の財務活動及び流動性に関する情報を改善するため、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正を提案する。
- 修正案は、(1) キャッシュ・フローが財務活動として分類される、又は分類されるであろう各項目（資本項目を除く）に関する期首と期末の財政状態計算書の金額の調整表、及び(2) 例えば、現金及び現金同等物の使用の決定に影響を与える制約のような企業の流動性の理解に関する事項の開示を提供することを企業に要求する。
- 本提案に関するコメントは、2015年4月17日が期限である。

本IFRS in Focusは、パブリック・コメントのため2014年12月に公表された公開草案ED/2014/6（ED）に示された、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案を要約している。

### なぜ修正が提案されたのか？

公開草案ED/2014/6「開示イニシアティブ（IAS第7号の修正案）」で提案されている修正は、IASBの開示イニシアティブの成果である。開示イニシアティブは、現行の基準の表示及び開示要求事項を改善するための複数の小規模プロジェクトから構成されている。開示イニシアティブの一環として、IASBは、すでにIAS第1号「財務諸表の表示」の修正を提案する公開草案ED/2014/1を2014年3月に公表している。開示イニシアティブは、IASBの概念フレームワークの包括的レビューを補完するものと考えられ、現在進行しているプロジェクトであり、将来の基準の表示及び開示ガイドラインを改善するための検討を含んでいる。

IAS第7号の修正案の主要な目的は、(1) キャッシュ・フロー計算書における財務活動に関連する負債の変動、及び(2) 現金及び現金同等物の利用可

能性及びその使用の決定に影響を与える制約（外国為替コントロール又は海外送金に関連する税務上の帰結を含む）についての情報を改善することである。

### 提案された修正は何か？

修正案は、企業に以下の情報を提供することを要求する。

- 1) キャッシュ・フロー計算書において、キャッシュ・フローが財務活動として区分される、又は区分されるであろう各負債項目に関する、期首と期末の財政状態計算書の金額の調整表  
調整表は以下を含まなければならない。
  - a) 財政状態計算書の期首残高
  - b) (1) 財務キャッシュ・フローによる変動、(2) 子会社又は他の事業に対する支配の獲得又は喪失から生じた変動及び(3) 他の非資金取引による変動（例えば、外国為替レートの変動及び公正価値変動の影響）を含む、期中変動
  - c) 財政状態計算書の期末残高

本EDは、次の設例を追加することを提案する。

	財務活動の構成要素（資本項目除く）				20X2
	20X1	キャッシュ・フロー	非資金取引による変動額		
			取得	新規リース	
長期借入金	1,040	250	200	-	1,490
リース負債	-	(90)	-	900	810
長期負債	1,040	160	200	900	2,300

### 見解

- 調整表に含まれる負債は、関連するキャッシュ・フローがIAS第7号の財務活動の現行の定義に合致する負債である。修正案は、一定の企業が純額ベースで負債を管理しているため、純額ベースで提供される開示（すなわち、財務活動に関する負債から現金及び現金同等物を差し引く）を禁止しない。また、IASBは、財務上及びリスク管理の戦略を説明する経営管理者の能力を限定することを意図しなかった。

- 2) 海外の現金及び現金同等物の送金から生じる税務上の負債を含む、現金及び現金同等物の使用の決定に影響を与える制約の開示

### 見解

- ASBは、現金及び現金同等物が負債を決済するために使用されるか、又は他の目的で使用されるが、現金及び現金同等物の使用の決定に影響を与える制約が存在するかもしれないという、投資家から提起される懸念に対処するため、現金及び現金同等物を使用する企業の能力について、追加の開示を必要とすることを決定した。この状況は、経済的制約（例えば、現金と負債が異なる法域にあり、負債を決済するための現金の使用が税金支払いのトリガーとなる）が存在すること、又は、企業が現金を自由に使用する能力の法的な制約から生じ得る。

- IASBは、その分析で、下記の通り、現金及び現金同等物の制約を開示する現在の要求事項を検討した。
- IAS第7号は、企業グループによって使用できない、企業によって保有される重要な現金及び現金同等物の開示を要求している。しかし、この要求事項は、現金及び現金同等物が使用可能であるが、制約の結果、代替的な財務資源を使用する方がより経済的であると企業が評価する状況は取り扱っていない。
- IFRS第12号「他の企業への関与の開示」は、企業グループの資産へのアクセス又は使用、及び負債を決済することに対する重大な制限を開示することを要求しているが、IASBは、この開示は経済的な障害を扱っていないと考えている。

### 提案されている発効日と経過措置、及びコメント期間

本EDは、発効日を特定していない。早期適用を認めることが提案されている。

IASBは、本EDで受領するコメントの検討の一部として、発効日を決定する予定である。

修正案は、将来に向かって適用される。本EDで検討された移行措置はない。

本EDのコメントは、2015年4月17日が期限である。

以上